

令和7年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議 結果概要

- 1 日 時 令和7年9月1日（月）午前10時00分～午前11時40分
- 2 場 所 千葉県庁本庁舎5階大会議室
- 3 出席委員 大橋座長、伊東委員、岡嶋委員、今野委員、佐々木委員、澤田委員

4 会議の概要

（1）開会

○司会

ただいまから、令和7年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を開会します。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、くらし安全推進課防犯対策推進室長の内山と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、本会議の公開、会議結果の公開について、お知らせいたします。この会議は、本会議設置要綱第6条の規定により、原則として公開します。併せて、同要綱第8条の規定により、会議の結果につきましても原則公開とし、会議終了後、千葉県ホームページに掲載します。つきましては、被害に遭われた方などの個人名や団体名が特定されないよう御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、次第2、県を代表しまして、生活安全・有害鳥獣担当部長の齋藤より御挨拶を申し上げます。

（2）あいさつ

○齋藤環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長

環境生活部の齋藤でございます。開会に当たりまして、一言、御挨拶をさせていただきますと思います。

まず、本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から県行政に御協力賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、この推進会議は、令和3年4月に制定された千葉県犯罪被害者等支援条例、この条例に基づく計画として令和4年3月に策定された千葉県犯罪被害者等支援推進計画に定められたものであり、昨年度に続き、3回目の開催となります。

本日は、令和6年度の施策の実施状況について御報告を申し上げるとともに、御意見をいただきまして、必要な改善を行いながら、計画の効果的かつ着実な推進を図っていきたい

と考えております。

今回も、それぞれの御専門の立場から忌憚のない御意見を頂戴したいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続いて、座長を務めていただいております、大橋委員から御挨拶をいただきます。

○大橋座長

座長を務めさせていただきます大橋です。

この千葉県犯罪被害者等支援推進計画の会議も3回目、県計画は5か年、国も5か年の計画を取っており、今回、令和6年度の報告になりますので、5か年のうち真ん中の3年目に当たります。

今年は、令和7年で4年目ということで、この推進計画も半ばから後半に至りますので、今まで色々達成できたこともあり、この後達成していきたいこともあると思いますので、今日は、色々御意見をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、新たに御就任いただきました委員の方もいらっしゃいますので、改めて委員の皆様を御紹介いたします。お手元に配付しました「出席者名簿」を御覧ください。50音順に御紹介いたします。委員の皆様におかれましては、一言、御挨拶をお願いいたします。

副座長の伊東委員でございます。

○伊東委員

伊東です。よろしくお願いいたします。私自身も犯罪被害者遺族ということもありまして、弁護士活動を通じて犯罪被害者支援について取り組んでまいりました。

また、法テラスの副所長も務めておりますところ、現在法テラスでは新しい犯罪被害者等支援弁護士制度も調整しているところですので、その関係の問題意識も踏まえて検討していければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして、今回新たに就任いただきました岡嶋委員でございます。

○岡嶋委員

千葉性暴力被害支援センターちさとの理事長大川が昨年までは委員に就任していましたが、今回、私が新米委員として参加させていただきます。

まだ初めてで色々勉強したいことがたくさんあるので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして今野委員でございます。

○今野委員

武蔵野大学で非常勤講師と、認知行動療法研究所で客員研究員をしております、今野です。

主に性暴力被害者の方に関する研究と臨床を行っています。性暴力被害者の方を早期に治療することは、とても予後がいいことが分かっております。その辺の施策の推進を期待しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

続きまして佐々木委員でございます。

○佐々木委員

市長会・町村会の事務局長の佐々木と申します。昨年に引き続き、当会議に出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会

続きまして澤田委員でございます。

○澤田委員

約17年前に犯罪被害に遭い、息子を失った犯罪被害者遺族でもあり、今は千葉犯罪被害者支援センターで理事をしております、澤田と申します。

この17年余り、いろんな犯罪被害者支援の法令も整備されて色々救われることも多くなってきましたが、犯罪も多様化して、本当に大変な時代になってきているとつくづく感じます。

そこで、今回の5か年計画の推進会議は、これから被害に遭われてしまうかもしれない方々に必要な支援が細かく表記されることを願って参加しております。

よろしく願いいたします。

○司会

続きまして、関係課として、警察本部警務部警務課の出席を得ていますので、御紹介します。警務部警務課犯罪被害者支援室の金杉室長でございます。

○警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 金杉室長

金杉です。よろしく願いいたします。

○司会

同じく犯罪被害者支援室の山田係長でございます。

○警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室 山田係長

山田です。よろしく願いします。

○司会

続いて、事務局の環境生活部の職員でございます。先ほど、御挨拶させていただきました担当部長の齋藤でございます。

○齋藤環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長

齋藤でございます。本日はよろしく願いいたします。

○司会

くらし安全推進課長の内田でございます。

○内田くらし安全推進課長

よろしく願いいたします。

○司会

以上でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(3) 議事

○司会

それでは、次第3の議事に移ります。

議事の進行につきましては、本会議設置要綱第4条第3項の規定により、座長が行うこととされています。大橋座長、どうぞよろしく願いいたします。

○大橋座長

それでは、議事の進行を行います。本日の議事は「千葉県犯罪被害者等支援推進計画に係る施策の実施状況について」となります。

まず、資料について、事務局からの説明を求めます。

○事務局

(資料1～2について、事務局から説明)

○大橋座長

ただいまの事務局の説明を踏まえ、委員の皆様から御発言をお願いします。

○伊東委員

説明を受け率直な印象として、県の力もあって、県内の特化条例の制定が進むなど市町村がとても充実してきたと感じました。

また、検討されている内容も、条例制定直後の会議の内容に比べると、だいぶ各論の内容も増えてきて、犯罪被害者のために頑張ろう、支えていこうというところから、より具体的な話も増えたなという印象を持っております。やはり千葉県の方で力を入れていただくと色々進んでいくものだというところも実感しております。

他方で、冒頭、座長の方からもありましたけれども、条例の制定からしばらく年数が経ってきて、心構えとしては、中だるみをすることなくブラッシュアップは常に検討していかないといけないだろうとも思っている次第です。

私の方からいくつか申し上げます。まず弁護士として気になるところは、やはり法律相談のところの御報告でございました。この点については引き続き周知徹底等をしていかないといけないだろうと思うところがある反面、制度としての課題等としては、まず、昨年も述べましたが、市町村条例でも弁護士相談の助成を定めているところは少なくありませんので、そこの関係性、つまり市の方での無料法律相談の制度と県の方での無料法律相談の制度がどういう関係にあるのか、併用できるのかできないのかを整理する必要があります。このあたりは担当者レベルでもやや混乱があるように聞いておりますので、改めて十分整理をした上で市町村の方にもアナウンスをする必要があると思っております。個人的には、どちらかが支給されると、どちらかが支給されないのは、やや疑問があり、併用・併給、認めてもいいと思うところです。

また、これは予告めいたところになりますが、冒頭の挨拶でも述べましたとおり、現在、法テラスでも支援弁護士制度という新しい制度を検討中であり、来年の1月には施行予定でございます。国費による弁護士費用の助成というところにもなってきますが、その新制度との関係も今後整理する必要があります。新制度で混乱してかえって件数が落ちるといったところがないようにはしたいとは思っているところです。

なお、件数について留意する必要があると思う点を指摘いたします。弁護士による無料法律相談が令和6年度に19件という御説明が資料2の4ページ目にあり、資料3の7ページ目の26番でも19件という御紹介がされているところです。この19件自体は相違ないと思うのですけれども、この中にはいわゆる性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの件数が入っていないのだろうなどは思われます。というのも、資料3の7ページ目の27番を見ると、いわゆるワンストップ支援センターにおける法律相談、こちらは74件計上されております。19足す74ということ考えた時には、評価としては、いろんな評価があり得ると思いますが、いずれにせよ、性犯罪、性暴力を除いて19件はまだ少ないのではないかと思いますので、無料法律相談制度をさらに充実させていくよう、弁護士会との連携も必要だと思っております。

ただいま述べたのは法律相談の関係ですが、他に五月雨ではありますがいくつか申し上げさせていただきます。見舞金のお話ですけれども、親族間での見舞金の支給にあまりブレーキをかけてほしくないということが意見としてございます。

見舞金の周知資料として、資料4に見舞金のアナウンスがされておまして、ここの原則例外の書きぶりは、去年か一昨年に問題提起をさせていただき、それを受けて改善されているところではあります。ただ、支給されない場合があるということで、裏面の中に親族

関係があった時、ということが謳われているところです。親族関係がある時に支給すべきではない事例があることは否定できないと思うものの、ここまで謳うほど支給できない事例があるかどうかは、なお検討が必要とは思ってしまして、一度数字ベースでの議論というか、検討も必要だろうとは思っております。

似たような話は無料法律相談でもあるのかもしれませんが、資料5は、無料法律相談のアンウンスペーパーになりますけれども、はっきりここでは無料法律相談の対象となりません、という形で親族間が挙げられております。

当然、括弧書きで特に必要と認められる場合は除くということは謳われてはいるものの、案内の記載内容が変なブレーキにならないように、見舞金も法律相談も含めて親族間犯罪を一括りに取り扱うことはできないのではないかという問題意識もありますので、御検討いただければと思います。

また、見舞金の問題意識として、対象を広げられないかという点があります。昨年も挙げましたけれども、重傷病見舞金の入院要件が重たいと思います。もちろん、財政状況等にも関連するということは理解しているところですが、3日以上入院かつ全治1か月以上というのは、対象としては、限定的過ぎると感じます。実績の数値とも関連はしてくるかと思えますし、また、市町村と足並みを揃えなければならないというわけではないのですが、市町村条例では、入院要件を外しているところも少なくありませんので、県でもあらためて御検討をお願いしたいと思っております。

もう1つ、性犯罪、性暴力を見舞金の対象に含められないか、ということです。刑法犯認知件数や相談件数を見ても、性犯罪、性暴力の深刻さや数の大きさは疑いようがないところですので、見舞金での支援にこの辺りも含めることについては引き続き検討願いたいと思っております。

見舞金に関する補足で、これは事務的なところでもあるのですが、重傷病を負っている方、今後、性犯罪、性暴力を含めるかどうかはともかく、支給申請される方はかなり肉体的にも精神的にもかなり追い込まれている方もいらっしゃいますので、例えば、既になされている弁護士相談の記録や他の機関の相談を添付するなどして、それを支給申請資料に代えられないかとか、色々な工夫が事務的な面でもできるところがあるのではないかなと思います。せつかく条例ができてきて、多機関連携も進んでいるところですので、そういった情報を一元化することによって見舞金申請等々の工夫もできないかなとも考えているところです。

あと2点になります。広報啓発の関係をされていて、だいぶ浸透しているというのは実感しているところですが、事業者や学校への周知というのは、もう少し頑張らないといけないと思っております。

一人ひとりの県民、市民に関しては、県民のつどいの参加者数の御報告もありましたが、だいぶ進んできたと思うところですが、事業者レベルになってきた時には、例えば

休業に対する理解がなかなか乏しいのではないかという事例が耳に入ってきているところですので、今後は事業者へ向けたメッセージもさらに強めるということを検討いただければと思います。

あとは、例えば学校でも犯罪被害を受けた児童が学校を休む、あるいは色々授業受けにくくなる中で、犯罪被害児童を遠ざけるような対応を取られるケースもあると聞いておりますので、生徒や児童だけではなくて、学校の先生を対象にした周知徹底というのもさらに御検討いただければと思います。

なお、学校に関しては、学校内での深刻な被害の話も出ているところですので、啓発等について学校をより広く巻き込んでいく対応も必要かなと思います。

最後に、最初の話に戻るような話ですけれども、市町村の特化条例制定がだいぶ進んでいて、それは本当に千葉県の手というのが大きいのところかと思えます。市町村でも様々な施策が行われているところでして、各施策の関係性だとか、先ほど例として法律相談を挙げましたけれども、整理が色々必要になってきているのだと思えますし、牽制し合うことによってかえって施策が活かされないというのは最も避けなくてはならない事態とは思えます。今までは頑張って制度を作ってくださいということが中心だったと思えますが、今後は今ある制度をお互いどう高め、どう関係を整理するかとか、より各論の話にもなっていくかと思えますので、そのあたりの問題意識も持たれているかと思えますが、改めて意識していただければと思います。

○大橋座長

今の御質問、御意見について事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

まず、弁護士による無料法律相談についてです。無料法律相談につきましては、被害者等の方々の早期の生活再建を図る上で重要な役割を果たしていると認識しております。

いただいた意見を踏まえまして、県内市町村における弁護士相談における支援の内容や実態を十分把握したいと思っております。

また、他都道府県の類似制度の運用状況、それから、伊東委員からお話ありましたように、来年から法テラスで運用開始が予定されております、犯罪被害者等支援弁護士制度の内容も把握し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、見舞金制度についてです。こちらも御意見ありがとうございます。見舞金制度につきましては、犯罪被害者やその御遺族が受けられた被害の早期回復、軽減を図る上で重要な役割を果たしているものと考えております。

このため、いただいた御意見を踏まえ、見舞金制度の見直しを検討するにあたりましては、犯罪被害者等が置かれている状況、様々であるということを鑑み、犯罪被害者等の御意見や御要望をお聞きしたいという風に考えております。

合わせて、他都道府県や県内市町村の見舞金制度の内容や、それから現在、国においても見直しが進められております、犯罪被害者等基本計画、こちらの検討事項なども把握の必要があると考えており、今後それらの把握を進め、令和8年度までとされております、県の現計画の見直しと合わせて検討を進めてまいりたいと考えております。

次に事業者向けの広報啓発についてです。資料3の18ページの下から2番目にあります施策番号80番を御覧ください。安全安心まちづくり推進協議会というものを開催しているところです。

伊東委員も参加していらっしゃるこの協議会では、事業者の方にも御参加いただいているところですので、こういった機会をもう少し活用し、御意見ありましたような事業者向けの周知啓発に取り組むことを検討してまいりたいと考えております。

次に学校における性犯罪、性暴力に関する周知、広報啓発についてです。学校につきましては、資料2の8ページに記載しているところですが、高校生向けの出前講座を実施しているところです。

こちらについて、回数を増加させる、それから、学校のニーズに応じた講座の実施などを行い、広報啓発について充実を図ってまいりたいと思います。

私も高校生向けの出前講座を受講させていただきましたが、学校の先生も結構問題意識をお持ちになり、お話を聞いていらっしゃるようです。今後も、学校側のニーズに応じた講座内容の検討を進めてまいりたいと考えています。

それから、特化条例の制定促進に伴う市町村等の施策との関係性についてのお話でございます。無料法律相談についての伊東委員の御指摘も含めてそうだと思いますが、色々市町村の方での取組が進んでまいりますと、既存の制度との関係性の整理が必要であるということは重々認識をしているところです。

今後ですが、資料2の5ページの「県内のどの市町村に住んでいても同様に受けられる犯罪被害者等支援の実施」のところ、令和6年度の実施内容の上から2つ目に、犯罪被害者支援コーディネーターと県職員による市町村の訪問について記載しています。こういった機会を通じまして、市町村の制度の情報収集や、県の制度との相互関係性について、お話を伺いながら整理を進めてまいりたいと考えているところです。よろしく願いいたします。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○澤田委員

資料1の第2章で、犯罪被害者等支援自体に対する認知度が全面的に低いということですが、自分も犯罪被害に遭って、初めて分かった事が多くありました。直後から様々な対応に追われる中で、支援、見舞金などがあることを徐々に知ったところであり、自分が犯罪被害に遭うってということは想像もしておらず、犯罪被害者支援については、生活の中であまり入ってこなかったということもあります。今も多くの方は自分が犯罪被害に遭うという意識は低いのではないかなと思います。

そういう中で、被害者は突然の事態に動揺して、私はもう絶望的な気持ちになっていきました。それでも、お葬式はしなければならない、それから警察の方への対応に追われる、そういったことで精一杯、何が何だかわからないといったところで、最初は警察の方が中心となって対応してくださいました。今はコーディネーターの方が配置されていることは本当に大きなことだと思います。支援センターもそうですが、連携の大切さ、そして被害者にとって生活している中で重要な自治体との関係、色々な支援がすぐに始まるということが大事だと思います。ですので、被害者の御遺族の意向もお聞きして、自治体の窓口の方が待っているだけではなく、御遺族に対して今何が1番困っていますかという声掛けが重要だと思います。言われてみて、あ、そうだと気付く。他の事でいっぱいいっぱい、以前の生活はもう出来ないと私は思っていました。被害後も生きていくには食べることなどそういった生活のことは重要だと思います。これまで以上に自治体に支援条例が随分増えている中、被害者のために何が必要かを考えていただきたいと思います。

市町村担当者研修会は、出席率約6割ということだったので、自治体の職員の方も人数に限られている中で、被害者支援のことだけということではできないかもしれません。ですが、1度でも研修会に参加して、例えば他市町村の方とロールプレイングや意見交換などをすると、どういうことが大事か、と気づくこともあると思います。ぜひ、県の方とコーディネーターの方、色々大変かとは思いますが、まだ参加されていない自治体にぜひ1度研修会に出向いていただきたいということを、これからも発信していただければと思います。

近隣の地域で3月に重大な強盗事件が発生し、今までのんびり生活していた中で、身近にそういうことが起こったということで驚きました。事件をうけ、防犯センサー等を急遽取り付ける家庭も多かったです。我が家も取り付けました。そのうえで、戸締りはちゃんとしようという意識も高まりました。それでも約半年過ぎた今は周りも元ののどかな生活という感じもしますが、油断してはならないと思います。高齢の御夫婦で、他の御家族は他県在住である。そういう事案が身近であったので、犯罪が起こった場合、連携の重要性を改めて思いました。

そして、防犯意識、犯罪に対しても周知徹底ということについて先ほど伊東委員からお話ありましたが、今は事業者、学校においても必要性を感じます。学校で災害など様々なことを学ばなければならない時代になってはいますが、犯罪被害に遭わないためといった講習等を行っていただきたいことと、命の大切さの授業なども含め、中高生に伝える重要さを色々なかたち広報してほしいと思います。

○大橋座長

事務局から何かありますか。

○事務局

最初の、市町村職員の意識の醸成についてですが、様々な困難を抱えていらっしゃる犯罪被害者やその御遺族の支援にあたりましては、周囲の方々のほんの少しの気遣いであるとか、理解が大きな支えとなって、立ち直るきっかけになるものと思っております。

このため、住民の方々にとって最も身近な基礎自治体である市町村職員の意識醸成というのは重要であると認識しております。

県といたしましては、資料2の5ページの、令和6年度の実施内容に記載のある市町村担当課長会議や相談担当者向けの研修を行っておりますが、このうち、研修におけるグループワークの内容充実を図ってまいりたいと考えております。出席者数についてもまだまだこれからというのは、委員御指摘のとおりですので、参加を呼びかけて積極的に実施してまいりたいと考えております。これから市町村回りをしますので、その機会を通じ、澤田委員から頂いた話も含め呼びかけてまいりたいと考えております。

2つ目、防犯対策の話です。県としては、防犯対策はハード、ソフト両面で重要であると認識をしております。

ハード面につきましては、市町村等が不特定多数の人が通る公道等に防犯カメラを設置する事業に対して補助を行っております。令和6年度の2月補正で1億2000万円、通常の当初予算の倍以上の予算措置をしており、そちらの活用を図っているところです。

それから、街中のパトロールを行う青パト車両の整備であるとか、ドライブレコーダーの整備であるとか、自主防犯組織、自治会等に対する防犯資機材についても支援をしているところです。

ソフト面としては、昨年、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪が非常に跋扈したところですので、今年になってからですが、事業者、特に運送業やタクシー業、新聞配達業等の業界団体や事業者へ声を掛け、「プラス防犯」協力事業者登録制度を開始しております。この制度に登録していただくことで、街中で不審人物や犯罪行為を見かけた時には即110番通

報をしていただく、至極当たり前の活動ですが、それを組織的な活動とすることで、県民の防犯意識の向上を図りたいと取り組んでいます。

今後とも様々な機会を通じ、防犯対策について、県民の意識向上を図ってまいりたいと思います。

○大橋座長

その他、御意見ありますでしょうか。

○岡嶋委員

伊東委員と澤田委員の意見と重なる部分もあるので、追加だけさせていただきます。特化条例の制定されている自治体が令和7年4月1日現在で県内37市町村ですけど、ぜひ、県内市町村全てで特化条例が制定できるよう努力していただきたいと思います。

先ほど澤田委員が言われたように、条例を作って終わりではなく、まだ条例ができてない市町村は作ることが第一ですけれども、条例を作るのは第一段階で、制定した市町村に関しては条例がどのように有効利用できるかというような工夫も、ぜひ、広報啓発の方も含めて考えていただきたいと思います。

それから私、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの仕事をしていますので、そちらの方に特化したことで申し上げますと、大規模な事件、事故が発生した場合の支援の実施について、昨年の能登の地震とか、東北大震災とか、想定されるかと思いますが、そういう時には、まず生命の安全が第一になりますが、こういう時に緊急避難所とかでの性犯罪の発生は実際にすごく問題となっています。

命の方が優先になって、性犯罪に関してはどちらかというと軽く扱われるということで、後で重大な被害を受けるということになると思うので、大規模な事件、事故で命を最優先するのはそうですが、性犯罪に関しても配慮していただくというところ、ぜひ検討していただきたいと思います。

研修について、学校の先生向けの性暴力に対する対応、実際に今、新聞等で、学校の教職員の生徒に対する犯罪、例えば先日、夏の甲子園大会での出場校の問題もかなりセンセーショナルに新聞で取り扱われていましたが、実際に学校内で暴力、性暴力も行われて、教師の盗撮等も新聞に載っているので、学校の中は安全ではないと。でも、それをどうやって防ぐかということになると、やはり学校の中で教職員が暴力はいけない、性犯罪はいけないときちっと学ぶというか、研修を受けてほしいというところなんです。

運動部だけに限らず文化系のクラブに関しても、指導者と学校の教師ではない外部の指導者の生徒に対する暴力、性犯罪も問題になっており、主には運動部での性暴力や実際の身体暴力が問題になって、自殺に至るケースまで出ていますので、指導者向けの指導、研修みた

いなことも、千葉県スポーツ協会という協会がありますので、そこの方から指導者向けの研修等を徹底させるということも大事かと思えます。

最後に、出前講座です。8ページの下の方に高校生に向けた出前講座9校3,225名、特別支援学校も何校か含んでということで、非常に良いことだと思います。

性犯罪被害者支援をしていますと、知的障害のある人や社会的弱者が被害に遭いやすいことは明らかですので、そういうところにも目を向けて出前講座を開催するという事は良いことと思いますが、高校生だけでは足りないでしょうし、中学生、それから場合によっては小学生の被害とかを考えると、この出前講座の内容は主に性暴力被害対応だと思いますが、基本的には性暴力というのは人権侵害ですので、性暴力という人権侵害をどうやって遭わないようにするかという、防ぐだけの問題じゃなくて、人権を大切にするというような包括的性教育の立場で性教育を行うようなことが必要だと思います。

千葉県産科婦人科医学会という産婦人科医の団体がありまして、そこでは産婦人科医が要請を受けて学校に性教育の出前講座を行っており、4年目に入っていますけども、まだ少ないですが、1万名ぐらいの中学生、高校生を対象にした性教育を行っておりますが、マンパワーとか、それに対して色々な支援もしていただけると、産科婦人科医学会としてはもっと活動が広げられていいなどは、少し要望しておきたいと思えます。

それ以外では、去年のワンストップ支援センターの支援員の謝金を増額していただけたとか、人工妊娠中絶の時に、中絶費用の手術料は出していただけたのですが、入院費は出せなかったというのが、入院費もいただけるようになったということで、非常にスムーズにいったありがたいということは、御礼申し上げたいと思えます。

○大橋座長

ただいまの御意見について事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

まず、特化条例についてです。特化条例は県内37団体で制定が進んでおり、残すところ17団体というところまで来ています。先行して制定している市町村には、岡嶋委員御指摘の通り、制定して終わりではなく、それに基づききちんと取り組んでいただく必要があるかと思えます。それをやっていくためには、市町村職員の意識の醸成に加え、市町村の職員も年々変わってしまい、色々困っている部分もあろうかと思えますので、先ほど申しましたとおり、CVSのコーディネーターと一緒に市町村を回りますので、その時に市町村職員の悩み等を聞き、アドバイスをしたり、連携していくことができればと思っております。

次に教職員等向けの性犯罪・性暴力防止のための研修及び、人権侵害という観点からの性教育についてです。

教育現場における性犯罪、性暴力については、昨今の報道見ても多数あるところですが、この点につきましては、資料3の19ページの86番を御覧ください。学校教育における周知ということで、教育庁で、学校人権教育研究会等の開催や、学校人権教育指導資料の刊行を通じて、千葉県が人権課題として啓発に取り組むという、17項目の一つとして、「犯罪被害者とその家族」の項目があることを学校人権教育研究協議会の資料及び教職員に配布している、学校人権指導資料のデータを配布周知に取り組んでいるところですので、教育庁においてこうした取組を行っていただくとともに、私どもくらし安全推進課で行っている高校生向け出前講座とも連携できることがあればと思っていますところ。

それから、最後のところでお話のありました、県の産科婦人科医学会による性教育出前講座への支援についてです。先生方の活動を活発化していくということは、性犯罪・性暴力被害防止に寄与するものと認識をしておりますので、財政面での支援を含め、検討させていただきたいと思います。加えて資料2の8ページ目の、令和6年度の実施内容に記載があります、千葉県性犯罪・性暴力被害者支援協議会。例年開催している会議ですが、そういった機会を通じ、取組を御紹介させていただくことについても、検討させていただければと思っています。

委員からありましたもう1点、大規模の事件、事故が発生した際の支援の実施について、県警本部からお答えいただければと思います。

○県警本部

大規模震災の時における避難所での性犯罪の抑止ということですが、避難所は自治体により運営・管理されているものと承知しておりますが、混乱の最中でも、性犯罪を含めた各種犯罪の抑止に配慮ができるように自治体との連携に努めたいと思います。

○大橋座長

ありがとうございます。それでは、今野委員。

○今野委員

私が昨年申し上げたことを取り上げていただいて、感謝申し上げます。主に性犯罪、性暴力被害のところでもう少し詳しくお伺いしたいなと思っています。

まず、ワンストップ支援センターの体制強化支援という、資料2の8ページにある令和7年度以降の取り組むべき施策のところ、カウンセリング費用上限撤廃をしていただいたということで、こちらについてカウンセリング先に行ってから3年以内は上限がないとお伺いしたのですが、例えば、ワンストップ支援センターに行き、その日、例えば9月1日に行き、ワンストップ支援センターでカウンセリングを何回か受けて、その後、この

人はPTSDだから医療機関に行きましょうとか、医療機関から心理の相談機関で認知行動療法やりましょうとなった場合に、それが9月1日からの3年間に、回数は上限がないということと、相談機関がまたがっていてもいいのか、また、それぞれの機関に対しては、ワンストップ支援センターはカウンセリング料を取らないので、それ以降、医療機関とか心理の相談機関とかにカウンセリング料を助成していただくということで、それが全額3年間無料なのかということの確認がしたいです。

あと、私も高校生向けの出前講座は伺っていて、いつも高校生ってもう少し色々知っているかと思うと、アンケート見ていたら、講座で説明のあった内容について初めて知りましたという人が多いですし、ワンストップ支援センターの存在とかも知らない人が多いかなと思います。ですので、そこは続けてやっていくのはとても大事だと思います。

ただ近年、被害の年少化がすごく見受けられます。そうすると、同じような形で、小学生、中学生にこういう講座をやるのは難しいかとは思いますが、被害を未然に防ぐということで、各学校でも実施されているかなと思うのですが、岡嶋委員が行っているように、性教育は大事かなと思います。

被害に遭われたお子さんを見ると、それが被害かわからないということが結構あります。大きくなってから、あれは被害だったと気がついて、具合が悪くなる方も多くいます。ですので、その予防として行っているとは思いますが、水着着ている部分はプライベートなものだから、人から触られたりしてはいけないよということは徹底していくといいのかなと思います。

千葉県内は広くて、私も去年、南の方へ行きましたが、高校生の感覚というか、成熟度が都市部とは違うなと思ったので、広く千葉県全域に行き渡るといいかなと思っております。

研修のところで、スポーツ指導者向けとか、学校の先生向けというところ、性被害がどういうものか、先生方がそういうことをしてはいけないというのはもちろんなので、その辺をお伝えするのも大事だなと思うのですが、去年も申し上げたかもしれませんが、二次被害がいろんなところで起きていると聞きます。どういうことが二次被害なのかわからないまま、親切心で、例えば警察官の方が給付金等を渡す時に、これで美味しいものでも食べて帰りなさいということをおっしゃったというのも聞いて驚いてしまいました。研修までするのは難しいかもしれませんが、マニュアルを配布し、こういうことを言うと二次被害にあたるというのを、警察官や学校の先生とかにもお渡しできるといいかなと思いました。

リーフレットについて、音声コードをつけたのは、とても良いと思います。被害者の方は、文字が読めないということがよくあるので、音声で聞くということは助けになると思います。

○大橋座長

ありがとうございます。ただいまの御質問、御意見について、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

まず、性犯罪・性暴力被害者に対するカウンセリングの費用助成についてです。改めまして御説明いたしますと、カウンセリング費用については、令和6年度までは1人につき5回までとしていたところですが、令和7年度からは、初診日から3年間のカウンセリング等にかかる費用を対象として、その間の回数制限を撤廃したところです。

初診日につきましては、ワンストップ支援センターに相談をいただいた後の初診日を想定しているところです。

それから、高校生向けの出前講座の開催に関係して、被害が低年齢化しているということについてです。先ほど岡嶋委員に御説明したとおり、教育庁での取組を行っていただくとともに、現在、高校生向けとしている出前講座との連携のあり方については、今野委員の御意見等踏まえて、教育庁とも相談しながら考えたいと思っております。

リーフレットの音声コードの取組について、御評価いただいたと認識しております。ありがとうございます。引き続き、悩んでいらっしゃる性犯罪、性暴力の被害に遭われた方々の視点に立った広報啓発に取り組んでいけるよう、検討していきたいと思っております。

警察官による二次被害防止対策につきましては、県警本部からお願いします。

○県警本部

県警では、被害者支援要員や捜査に従事する警察職員を対象とした犯罪被害者等支援に関する研修を計5日間実施しており、その中で、殺人事件の御遺族、交通事故による御遺族による講演、公認心理師による被害者心理に関する講義、障害者支援団体による障害者支援に関する講義、市民団体による性的マイノリティに関する講義などを通じ、被害者などが抱える問題やそれぞれの立場における心理状態などについて学び、二次的被害の防止に努めております。

また、刑事課や交通課などの捜査員に登用される警察職員を対象とした研修においても被害者支援に関する教養の時間をいただいております。被害者が受ける二次的被害について教養を実施し、対策に努めているところです。

そのような中の、今野委員が耳にされたような、ご飯でも食べてみなよというような軽口があったとするならば、まだ教養の浸透は計られていないと感じておりますので、さらなる教養の実施と浸透を図っていきたいと思います。

○大橋座長

ありがとうございました。今野委員どうでしょう。

○今野委員

回答ありがとうございます。もう一点だけ、最初の上限撤廃の3年以内の医療機関は、医療機関でも心理相談機関でもよろしいということでしょうか。

○事務局

助成につきましては、医療機関以外でのカウンセリングなども対象とさせていただいているところです。

カウンセリングにつきましては、精神科、診療内科の医師に加えまして、公認心理師や臨床心理士などの有資格者の方が行う相談も含まれております。

大学で実施される治療についても、有資格者が実施しているものであれば対象としているところです。

○今野委員

ありがとうございます。その案内はワンストップ支援センターとかでしていただけるということでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり、各支援センターの方で周知させていただければと思います。

○佐々木委員

皆さんの御意見に重なるところはありますが、3点ほど申し上げさせていただきます。1点目が資料2の9ページ、広報啓発の関係ですが、周知のとおり、県民の理解、関心を深めることがとても重要だと認識しておりまして、昨年申し上げましたけれども、令和2年実施世論調査では、犯罪被害者等を支援する施策に関しまして、知らない等が約7割ということで、この割合を下げる必要があるだろうというところです。ただ、自分には関係ない、自分だけは大丈夫と言うバイアスがかかった、他人事として捉える方の関心を引くのは大変困難だと認識しております。このため、リーフレット、ポスター、啓発キャンペーン、SNSを活用した広告に取り組んでいることは大変評価しているのですが、果たして県民の意識がこのような施策でどのくらい向上したのかは数値的エビデンスとして持つておく必要があるかなと思います。したがって、アンケート調査を実施するよう要望いたします。

2点目は、資料2の5ページの、特化条例の関係ですが、資料にあるとおり、昨年より、特化条例制定自治体が22増加したということで、こちらも評価しております。引き続き、全ての自治体で制定されるよう、未制定自治体に対して、コーディネーターと県職員で訪問する等、粘り強く理解を求めていただきたいと思います。

3点目は、先ほどの広報啓発、資料2の9ページでございますが、昨年、千葉県民のつどいに私も参加させていただきまして、伊東委員や澤田委員を中心に支援の必要性がとても伝わる内容で、理解を深めることができました。

どうにかしてこのつどいを私も皆さんに知ってほしいというところで、市長会、町村会で何ができるか考えたところ、10月末に市長会、11月上旬に町村会の市町村長が出席する会議がありますので、その辺りで今年このつどいの関係チラシができあがってればチラシを配布して周知を図るのみならず、簡単な説明を加えることは可能ですので、県内の特化条例での制定状況等を説明し、自分の自治体が果たして制定しているのかも認識していただければと考えておりますので、また事務的に相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大橋座長

ありがとうございました。ただいまの御意見について、事務局から何かありますか。

○事務局

まず、アンケートについてです。御意見ありがとうございます。現計画は令和8年度までとなっていることから、県民の意識調査は必要ではないかと考えているところです。今後、現計画の改定に合わせて、県で実施しているインターネットアンケート調査等を活用し、県民の意識調査を行うことを検討しているところです。

次に特化条例についてです。特化条例は、犯罪被害者等の支援を推進するための根拠となる重要な条例であると認識しているところです。

未制定の団体については、犯罪被害者等から相談がない等の理由に、制定が進んでないということから、引き続き県警やCVSと連携し、地域の犯罪情勢や支援の必要性について説明するなどにより、条例制定を促してまいりたいと考えております。

最後、千葉県民のつどいにつきまして周知広報に御協力いただけるということで、深く感謝申し上げます。

詳細につきましては追って、私どもくらし安全推進課の担当と調整をさせていただければと思います。

○大橋座長

最後になりますけど、今年度、昨年度見ていきますと、犯罪被害者支援コーディネーターの充実や、特化条例制定がだいぶ増え、結構成果が上がっていて良かったと思います。

逆に、支援員養成講座については受講者が低調になってしまったということで、犯罪被害者支援センターでも支援員の養成がかなり重要な位置を占めているので、この初級編を受ける人の中から支援員を選んでいくことを考えますと、受講者を増やすことが重要かなと思います。

全体的なことですが、支援推進となると、支援する側が、という話になるが、支援するということは常に支援される人がいて、特に被害者の場合、どうしても受け身になってしまうという問題。できればそれを避けたい。できれば主体的に被害者の方が色々な意見を言ったり、その声が届くような形で色々な施策をしていくことが大事と思っていますので、そういう意味では、被害者の方々の声を反映するような仕組みをできるだけ入れていただきたいと思っています。

今回のこの支援推進会議も、メンバーの中に被害者遺族の方とか関わっておりますけれども、そういうメンバーの中に積極的に被害者とか被害者遺族の方を入れていくような仕組みにしていけるといいかなと思います。

被害者の方々、最終的に主体性を取り戻し、主体的に生きていくことが大事ですので、そういう意味では、今活動していますけど、自助グループのように被害者の方々が主体的に活動するようなどころまで行くと、この被害者支援がよりポジティブな方向に行くのかなと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○事務局

まず、1点目の犯罪被害者支援員養成講座についてです。受講者数が少なくなっているということは課題として認識をしております。引き続き、昨年度、大橋座長から御指摘いただいた犯罪被害者の多様化も踏まえ、講座内容の充実に向けて検討を進めてまいりたいと思います。

2点目の、犯罪被害者等の御意見を取り入れるため、推進会議のメンバーにとのお話でございます。

見舞金制度を見直す中で、犯罪被害者やその御遺族の声をまずしっかり聞いていきたいと思っています。

推進会議のメンバーにつきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○大橋座長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは、本日予定しておりました議事は終了いたしました。せっかくの機会ですので、委員の皆様から何かお話されたいことはあるでしょうか。

○澤田委員

広報、周知についてですが、免許更新の時にリーフレット等で犯罪被害者関連のことを広報していただくと良いかと思えます。交通犯罪という事案も時にはあるので、自分は被害者にも加害者にもならないって意味でも、犯罪被害について少しでも考える機会を持っていただくために、免許を持っている方で更新される時には必ず免許を受け取りに行くので、できればですが、リーフレット等の配布を考えていただけたらと思いました。

○事務局

御意見ありがとうございます。犯罪被害者等の置かれている立場、それからその方々に対する支援について、引き続き広く県民に周知していく必要があると考えています。

いただいた御意見につきましては、県警本部とも相談をさせていただきながら検討してまいりたいと思えます。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、本日の議事はこれにて終了いたします。委員の皆様には、円滑な進行に御協力いただきありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

委員の皆様、貴重な御意見数々いただきまして、誠にありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、委員の皆様から頂戴しました御意見等を取りまとめ、会議資料とともに、千葉県ホームページにて公表する予定でございます。追って、事務局より、議事録確認等の御連絡を差し上げますので、引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本県における犯罪被害者等支援の一層の充実を図るため、今後も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、施策を進めていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度千葉県犯罪被害者等支援推進会議を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。